法人の登録番号:T9120005002517 名称:社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会

インボイスの制度は、2023年10月1日より既にスタートしています。 法人は、簡易課税方式による課税団体であるため、インボイス制度開始に あたって、登録申請を行い「適格請求書発行事業者」となりました。イン ボイスの番号は、法人番号の先頭に T を付けたものが登録番号となって います。

インボイス(適格請求書)は、「適格請求書発行事業者」のみが発行できるのですが、どうして、それが必要なのでしょうか。それは、この制度においては、消費税の<u>仕入額控除</u>をするために、相手方が発行する適格請求書が必要となるからです。

消費税の仕組みは、次のようになっています。

A:売上の中で預かった消費税

B:利益を生むために使ったり、買ったりした物に含まれる消費税

A-B:納税する消費税

ここで、Bの支払いがインボイスに対応していないと、控除できなくなって、消費税を本来より多く収めることになってしまいます。

そのため、相手方がインボイスに対応していることが取引上のポイントになります。

多くの方は、社会福祉法人は、消費税もさぞ多く発生していると思われる方もおられると思います。実は、障害福祉サービスは、非課税取引であるため、国への報酬の請求には消費税は、含まれていません。つまり上の例示の A で発生する消費税がないため、清算する消費税もないということになります。

ただ、カフェや軽作業など生産活動を行う就労支援会計では、課税される取引がありますので、取引相手様のためにもインボイス登録が必要という訳です。法人は、簡易課税方式を採用しており、従来から消費税計算をしてきましたので、制度導入後に処理が大きく変わることはなく、今まで通りの処理となります。

法人のカフェは、どうなるのか?と言いますと、基本的には、一般消費者の方が対象となりますが、インボイスに対応した領収書が必要なケースもあることから、レシートに登録番号を印字して対応できるようにしています。

適格請求書の記載項目



日付	費目	金額
9/15	3 A タイプ商品	¥800
9/18	B タイプ商品	¥15,000
9/25	Cタイプ商品※	¥10,000
	<u>小</u> 計	¥25,800
10%対象	¥15,800	10%消費税 ¥1,580
8%対象	¥10,000	5 8%消費税 ¥800

※は、軽減税率(8%)対象

適格請求書の記載項目

- 1. 適格請求書発行事 業者の指名または 名称及び登録番号
- 2. 取引年月日
- 取引内容 (軽減税率の対象品 目である旨)
- 4. 税率ごとに区分し て合計した対価の 額(税抜きまたは税 込み)及び適用税率
- 5. 税率ごとに区分し た消費税額
- 6. 書類の交付を受け る事業者の氏名ま たは名称